

会議結果報告書

| | |
|------------------|---|
| 会議の名称 | 第5回（平成26年度第1回）札幌市子ども・子育て会議 |
| 日時・場所 | 平成26年5月15日（木）9：30～12：00 札幌市教育文化会館3階・研修室301 |
| 出席委員 23名/25名中 | 金子勇（会長）、佐藤淳（副会長）、石田あやこ、大久保薫、岡田光子、小野志美、加藤欽也、齋藤寛子、下村勝子、品川ひろみ、芝木捷子、柴田田鶴子、須藤桃代、坪谷哲雄、中井由紀子、ニコルス哲子、秦直樹、林進一、平野博宣、前田元照、三井有希子、山田暁子、渡辺元 |
| 傍聴者数 | 13名 |

| 議事 | 概要 |
|---|---|
| 1.（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と「提供体制の確保」について | <p><事務局説明></p> <ul style="list-style-type: none"> 資料1をもとに、昨年11月に実施した「札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）の把握方法と今後のスケジュールについて説明。 |
| 2. 保育の必要性の認定に係る就労下限時間の設定について | <p><事務局説明></p> <ul style="list-style-type: none"> 資料2をもとに、保育の必要性の認定に係る就労下限時間について、国からの方針をもとに検討を行った結果、現行の月80時間から月64時間とすることを説明。 下記の委員質問・意見が出たが、<u>最終的に月64時間を会議の意見として決定した。</u> <p><委員質問・意見></p> <p>○現状でも保育所に入れない人がいる状況の中で新制度開始当初から64時間にしてしまうと入れない人がさらに増えてしまうのではないかと心配である。経過措置は設けないのか。</p> <p>（国の考え方では、最大10年間程度の経過措置期間を設けることも可能と示されている。）</p> <p>⇒就労下限時間を月80時間から月64時間に変更することにより、どの程度保育所の利用希望が増えるかは調査中であるが、平成27年4月に待機児童を解消できるような方策を考えていきたい。</p> <p>また、経過措置については、国の議論の中でも10年間という期間はあまりにも長いのではないかという意見も出ていたことなども踏まえ、設けないこととした。</p> <p>○就労時間には在宅、テレワーク等就労形態に制限はあるのか。</p> <p>⇒在宅、テレワークや自営業も就労形態として想定に含まれているが、そのような就労形態について具体的な就労時間をどのように判断していくのか国から明示はないため、詳細は決まっていない。</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>○保護者に障がいのある場合の保育園や幼稚園を利用する際の手続きについて</p> <p>⇒子ども、保護者に障害がある場合について、入所の配点を高くし優先する制度は、新制度下でも変更しない方針である。</p> |
| <p>3. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する具体的な「量の見込み」と「提供体制の確保」に関する基本的な考え方について</p> | <p><事務局説明></p> <p>・資料3をもとに、ニーズ調査の結果、ニーズ量が供給量を上回っている場合、どのような考え方で供給量を増やしていくのか、事業ごとに説明。</p> |
| <p>4. 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認（利用定員の設定）に関する基本的な考え方について</p> | <p><事務局説明></p> <p>・資料5をもとに、既存の各施設・事業に利用定員の設定方法について、実績に応じて利用定員を設定する原則を説明。</p> |
| <p>5. 政省令の公布の遅れに伴う子ども・子育て支援新制度において札幌市が定める基準に係る条例案の議会提出時期の変更と変更に伴う対応について（報告）</p> | <p>・資料6をもとに、・幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、放課後児童健全育成事業等の設備及び運営の基準等に関する条例について、国の政省令交付が遅れにより、条例案提出を第2回定例会市議会から第3回定例会市議会へ変更することを報告。</p> |
| <p>【会議運営についての意見】</p> <p>○会議での意見を聴く時間を設けず多くの資料の説明のみに終わったが、その後1週間以内に個別に意見を提出して欲しいというのは、誠意に欠けるのではないか。</p> <p>○もっとポイントを絞った説明をして委員意見を聴くような形で進めて欲しい。</p> <p>○単に報告を聞く会議であれば開催する意味がない。</p> <p>○ほかの委員の意見を聞いた上で発言する機会が欲しい。</p> <p>【事務局の対応】</p> <p>・上記意見を踏まえ、一度寄せられた質問・意見を各委員に情報提供した上で、再度質問・意見を受け付けることとした。次回の会議において、今回の議事に関する札幌市に基本的な考え方について、事前にいただいた質問・意見を参照に意見を伺う。</p> | |